

◆改善事例◆ 株式会社 I D O M（ガリバー）に対する申入れ

事業者名：株式会社 I D O M（ガリバー）

事業内容：中古車販売業

申入れ対象：ガリバー保証特別規約

申入開始日：2026（令和 8）年 2 月 17 日

申入終了日：2026（令和 8）年 4 月 23 日

対象条項と申入れ根拠条文（消費者契約法につき「法」という。）：

- 1 規約 6 条（全部免責条項） ←法 8 条 1 号・3 号
- 2 規約 1 4 条 1 項（解除権付与条項） ←法 1 0 条
- 3 規約 1 4 条 2 項（違約金条項） ←法 9 条 1 項 1 号
- 4 規約 1 4 条 3 項（解除権放棄条項） ←法 8 条の 2

	C ネットの主な申入れ内容	ガリバーの回答（結果）
1	<p>規約 6 条（車両内残置物の撤去）</p> <p>「甲は、車両内の残置物を全て撤去した後に第 2 条第 1 項又は第 2 項の引渡しを行なうものとし、甲は、乙に対し、残置物の滅失毀損を理由とする損害賠償請求その他一切の請求を行なわないものとする。」</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>規約 6 条を、消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び 3 号に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>本条項は、ガリバーに修理を依頼するに際しては、車両内を空にして引き渡すこととし、車両内に残っていたものが滅失毀損したとしても、ガリバーに対して損害賠償請求をしない旨を定めている。</p> <p>しかし、車両内に残っていたものの所有権は、契約者にあるから、ガリバーが無断で処分したような場合には、損害賠償責任を負う。</p> <p>本条項は、ガリバーの債務不履行又は債務の履行に際してされた不法行為により契約者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であり、消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び 3 号に抵触し、無効である。</p>	<p>次のとおり改訂された。</p> <p>「甲は、車両内の残置物を全て撤去した後に第 2 条第 1 項又は第 2 項の引渡しを行なうものとする。」</p>

	Cネットの主な申入れ内容	ガリバーの回答（結果）
2	<p>規約14条（保証契約の解除）1項</p> <p>「甲がガリバー保証を悪用したと乙が認めるときには、乙は、甲との間の本保証契約を解除することができるものとする。」</p> <p>◆申入れ内容 規約14条1項を、削除するか、消費者契約法10条に適合するように改めてください。</p> <p>◆申入れ理由 本条項は、契約者がガリバー保証を悪用したとガリバーが認めるときには、ガリバーが契約を解除することができるものであるが、「悪用した」という文言が漠然不明確であることに加えて、該当するかどうかの判断権をガリバーが有しており、ガリバーのさじ加減で自由に解除できることになってしまうので、民法の規定に比べて解除の要件を緩和するものになっている。</p> <p>これは、消費者の立場からすると、不利になるので、本条項は、民法に比して、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条に抵触し、無効である。</p>	<p>次のとおり改訂された。</p> <p>「甲が<u>保証修理の請求にあたって虚偽の申告をした</u>ときには、乙は、甲との間の本保証契約を解除することができるものとする。」</p>
3	<p>規約14条（保証契約の解除）2項</p> <p>「前項の場合において、乙は、甲に対し、保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行なわないものとする。」</p> <p>◆申入れ内容 規約14条2項を、ガリバーに生ずべき平均的な損害の額を超える部分を返金するように規定を改めてください。</p> <p>◆申入れ理由 本条項は、ガリバーが、契約者がガリバー保証を悪用したと認めて、契約を解除した場合に、保険料の返還、その他一切の金銭の支</p>	<p>削除された。</p>

	Cネットの主な申入れ内容	ガリバーの回答（結果）
	<p>払を行わない旨を定めているが、これは、実質的に、解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定める条項と解される。</p> <p>ひとえに契約者がガリバー保証を悪用した場合と言っても、悪用の内容によっては、ガリバーにほとんど損害が生じない場合もあり得るので、一律に保険料の返還、その他一切の金銭の支払を行わないこととすると、ガリバーに生ずべき平均的な損害の額を超えることは明らかである。</p> <p>平均的な損害の額を超える部分は、消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効である。</p>	
4	<p>規約14条（保証契約の解除）3項</p> <p>「甲は本保証契約に定める場合を除き、保証期間開始後に本保証契約を解除することはできないものとする。」</p> <p>◆申入れ内容 規約14条3項を削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 本条項は、本保証契約に定める場合を除いては、契約者側からの解除を認めない旨を定めている。</p> <p>これは、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項に当たるので、消費者契約法8条の2に抵触し、無効である。</p>	削除された。